

公益財団法人日本高等教育評価機構大学追評価の実施に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の大学機関別認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第15条第3項の定めにより、追評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 追評価の対象は、本機構が行う大学機関別認証評価（以下「評価」という。）において、「不適合」と判定された大学とする。

(範囲)

第3条 追評価の範囲は、評価規程第15条第1項に定める「改善を必要とする事項」とする。

2 前項の「改善を必要とする事項」とは、大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則第4条第1項、第6条第1項及び第5項に定める、満たしていない基準にある、満たしていない基準項目の「改善を要する点」として指摘した事項とする。

(実施体制)

第4条 追評価の審議は、評価規程第4条に準じて行うものとする。

2 本機構は、追評価を行うために、評価員規程第5条に基づき、評価員を委嘱する。

3 前項の評価員については、可能な限り評価の際に担当した評価員を委嘱するものとする。

4 評価規程第4条第5項に該当するものは、当該大学の追評価業務には従事できないものとする。

(追評価の期日)

第5条 評価規程第15条第1項に定める指定の期日とは、評価を受けた翌々年度4月から起算して3年後の3月までとする。

(申請)

第6条 評価規程第15条第2項に定める申請書は、追評価を受ける前年度に提出するものとする。

2 本機構は、追評価申請大学より申請書が到着後、正当な理由がある場合を除き、速やかに、追評価申請受理通知書を送付しなければならない。

(追評価の中止)

第7条 当該大学は、特別な事由により追評価が継続できない場合、本機構理事長の承認を得て追評価を中止することができる。

2 前項の申入れは、文書により本機構に行うものとする。

- 3 本機構は、正当な理由がある場合、追評価を中止することができる。
- 4 本機構は、追評価を中止した場合、当該大学宛文書により通知する。

(書面調査)

第8条 評価チームは、当該大学の追評価自己点検評価書の内容を踏まえて、当該大学への書面質問等を行い、書面調査のまとめを作成する。

(ヒアリング調査)

第9条 評価チームは、書面調査のまとめの内容を踏まえて、当機構において当該大学の関係者へのヒアリングを行う。

(評価チーム追評価報告書案の作成)

第10条 評価チームは、当該大学の追評価自己点検評価書及びヒアリング調査実施日までの改善状況等を踏まえて、評価チーム追評価報告書案を作成し、本機構に提出する。

(評価チーム追評価報告書案の通知)

第11条 本機構は、評価チーム追評価報告書案を、当該大学に通知する。

(評価チーム追評価報告書案に対する意見申立て)

- 第12条 当該大学は、評価チーム追評価報告書案に対して意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。
- 2 前項の意見申立てを行う大学は、本機構に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

(追評価報告書案の作成)

- 第13条 大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）は、評価チーム追評価報告書案及び当該大学からの意見申立てがある場合、その内容も踏まえて、追評価報告書案を作成する。
- 2 判定委員会は、前項の追評価報告書案を作成するに当たっては、当該大学の評価員から報告を聴くことができる。
 - 3 判定委員会は、原則としてヒアリング調査実施日までの改善状況等を踏まえて、「適合」、「不適合」の判定を行う。ただし、「不適合」の判定に当たっては、その期日を判定委員会による追評価報告書案が確定する日までとする。
 - 4 追評価報告書案は、「追評価結果」、「総評」、「基準ごとの追評価」で構成する。
 - 5 前項の「追評価結果」は、「判定」で構成し、「基準ごとの追評価」は、基準ごとの「追評価」及び基準項目ごとの「追評価」、「理由」で構成する。

(追評価報告書案の通知)

第14条 判定委員会は、追評価報告書案を当該大学に通知する。

(追評価報告書案に対する意見申立て)

- 第15条 当該大学は、追評価報告書案に対して、意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。
- 2 前項の意見申立てを行う大学は、本機構に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。
 - 3 判定委員会は、当該大学より意見申立てがあった場合、再審議を行う。
 - 4 追評価報告書案に対する意見申立ての審議は、意見申立て審査会で行ったうえで、判定委員会において追評価報告書案を確定する。
 - 5 意見申立て審査会については、意見申立て審査会規程で定める。

(追評価報告書案の承認)

- 第16条 判定委員会は、追評価報告書案を理事会に提出し、理事会の承認を得る。ただし、理事会の承認の際には、評価規程第4条第5項で定める当該大学の関係者はこれに加わらないものとする。

(追評価報告書の公表等)

- 第17条 本機構は、理事会の承認を得た追評価報告書を、速やかに当該大学に送付する。
- 2 本機構は、当該年度の追評価報告書を取りまとめ、文部科学大臣へ報告する。
 - 3 本機構は、前項の追評価報告書をホームページにおいて社会に公表する。

(改廃)

- 第18条 この細則の改廃は、判定委員会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。